

五條市ひとり暮らし等高齢者見守り支援事業業務委託仕様書

1 事業の目的

ひとり暮らし等の高齢者への訪問による安否確認と、地域との話し合いの機会を増やすことで孤立感の解消を行い、地域社会において高齢者が安心して日常生活を営むことができるよう配慮し、地域ボランティアの育成と高齢者福祉の向上に資することを目的とする。

2 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 事業利用対象者

本市に在住する65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯のうち事業の利用を希望する者。

4 業務委託概要

(業務内容)

(1) 地域と連携・協力を図りながら、ひとり暮らし等高齢者(230名を想定)に対し訪問等を行い、地域とつなげることで、孤立感の解消や不安の解消を効果的に行う。

(2) 訪問中に異常のあった場合又は介護支援・医療支援等の提供が必要と判断した場合においては、速やかに関係機関へ連絡するなどの対応を行う。

(委託料及び実施回数)

訪問1回あたり上限310円(消費税及び地方消費税を含めた額)、月1回以上

5 委託料の請求

毎月末を持って締め、翌月の10日までに実績報告書と共に請求書を提出すること。

6 個人情報の保護

受託事業者は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び五條市個人情報保護条例(平成15年9月五條市条例第21号)を順守するほか、個人情報保護に関する対策を施した上で、本業務を遂行すること。また、本業務終了後も本業務上知り得た情報を第三者に漏洩し、または公表してはならない。